

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社カナザワ
代表取締役 金沢幸一

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたものであることを証する。

令和6年2月20日

東串良町長 宮原順

事業の範囲	事業の内容	一般廃棄物収集運搬業
	一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ストックヤード搬入ごみ
許可の期間		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
作業区域		東串良町全域
最終処分先		肝属地区清掃センター
許可の条件		1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、町長の指示に従わなければならない。 2 町長の承認を受けないで許可によって生じた権利、義務を他人に譲渡してはならない。
許可の更新及び変更の状況		令和4年2月28日 許可証交付（更新）